

福岡教育大学「外史」

～独裁的大学運営の記録

福岡教育大学 教育学部 教授
福岡教育大学教職員組合書記長

鶴成 久章



専門は、中国哲学（朱子学・陽明学）、中国思想文化学（科学史・書院史）。現在おもに取り組んでいるテーマは、陽明学と書院との関係に関する思想史的考察。

はじめに

ある王朝が公式に認めた歴史記録のことを「正史」と称する。一方、民間人が、独自の立場で私的に編纂した歴史記録のことを、「外史」「野史」「稗史」等と呼ぶ（専門家の皆さんからすると、甚だ大雑把な言い方ですみません）。「正史」には、王朝にとって都合の悪い事実は記録されないか、あるいは記録されても都合よく改竄されるのが普通である。

福岡教育大学でも、大学の歴史を後世に伝え、伝統を社会に発信していくために、大学で起きた様々な事実を記録し、関連の資料を保存し続けている。その一部は、大学の公式ホームページや「大学概要」等に公開されているが、その内容は、言うまでもなく、大学執行部の立場を正統とする視点で書かれており、これはいわば福岡教育大学の「正史」である。それに対し、大学執行部の立場とは異なる視点から、「正史」とは違った記録、いわば福岡教育大学「外史」を残すことは、将来、「正史」の内容を相対化して検証することに

資するはずである。福岡教育大学教職員組合は、組合独自の視点から「外史」を残すことに重要な意義を見だし、大学執行部とは異なる観点から諸事実を記録し続けている。

ここでは、福岡教育大学教職員組合が記録し続けてきた福岡教育大学「外史」の中から、過去6年間にわたり独裁的な大学運営を行ってきた寺尾慎一前学長（現副学長）とその直系の後継者である櫻井孝俊現学長の大学運営に関わる部分を簡潔に整理した上で公開することにする。福岡教育大学教職員組合は、公器である国立大学法人の職員団体として、福岡教育大学で現実にかきた問題の記録を広く公開することで、全国の国立大学法人の経営者が、この記録を鑑として、健全な大学運営に取り組むことを願っている。

1. 天下り・情実人事と不公正な懲戒処分

2011年4月、就任後1年を経て、それまで様子見をしていた寺尾氏が「本性」を露わにして、意に沿わぬ者を排除し、言うことを聞かない講座を差別する恣意的な人事を強行しはじめた。また、非常識なまでに多く、異常なまでに偏った人選の役職者を配置するようになり、文科省から天下り・出向者が増加の一途をたどった。そして気に入った者は、「適材適所」など関係なく優遇する一方で、目障りな者に対しては、不公正な懲戒処分を度々行うなどが見られた。

■ 2011年4月 教員の「現員＝定員」方針を発表。それまで講座間のポストのやりくりで均衡を保っていた教員の昇任人事が停止し、教員人事の不均衡が固定化した。

■ 2011年9月 「大学教員人事制度の改革（案）について」発表。ポスト不足のため、資格を満たす教員が定年まで准教授に留まらざるをえない可能性が生じる。教授会で多くの反対意見が出されたにもかかわらず一方的通告で終わり、教育研究評議会で強行決定。

■ 2012年2月 再雇用特命教授の申請拒否。3講座から申請された特命教授が人事委員会による事前審査を通過したにもかかわらず、学長によって全て却下された。2011年9月の教授会では総務財務担当理事から「本人と講座が同意すれば（再雇用を）適用する」との説明があったにもかかわらず、約束を反故にした。

■ 2012年7月 センターの統合と専任教員の配置換え強行。情報処理センター・図書館から学術情報センター、保健管理センター・体育研究センターから健康科学センター、教育総合実践センター・特別支援センターから教育総合研究所、という統合・再編が、歴代センター長の反対の意見書をも無視して強行された。さらにセンターの専任教員を一時、学長付という不明確・不安定な立場に置き、センター教員としての研究にも支障を及ぼした上に、強引に講座へ配置換えを行った。

■ 2014年2月20日 役職者の大幅増員。文部科学大臣が寺尾愼一氏に二期目の福岡教育大学長の辞令を交付。理事・副学長3名、副学長5名（教育組織・カリキュラム改革担当、学生指導・学生支援担当、学術情報・ICT担当、入試改革・就職担当、研究開発・外部資金獲得担当）、副理事8名。それまでは副学長3名、副理事5名であった。（前学長の時は、副学長は理事兼任のみで、学長特別補佐が4人置かれていただけであった）。

■ 2014年2月20日 「職員懲戒等規程」の変更を強行。それまでは教育研究評議会で慎重に審議のうえ投票で決していた教員の懲戒処分が、学長指名の役職者のみが招集され、密室で決定するかたちになった。組合は、団体交渉で規程変更を止めるよう求めたが、大学側は、「責任を負うのは学長なのに評議会で4分の3の賛成がないと処分できないのはおかしい。」「懲戒というのは刑罰を課すわけではなく、大学内の秩序や規律の維持、大学の信用の保持のためにやる。社会的要請として迅速化が求められている。被害者や職場環境のことも考えなければならない。」という信じられない理由を述べて、組合の要求を拒絶した。

■ 2014年3月19日 教授会を経ずに教員を採用できる教員選考特例法制定を強行。「学長は、本学の大学改革を迅速且つ確実に実施するために特に必要と認める場合には、国立大学法人福岡教育大学教員選考規程及び国立大学法人福岡教育大学教員選考基準に関する規程によることなく、大学教員の採用のための選考を行うことができるものとする」という特例法を評議会での投票もせずに決定（3月24日規程制定）。役員の下に置く資格審査委員会（理事・副学長・副理事）で教員資格を審査できる体制。それまでは教員採用は全て教授会を経ていたが、これにより教授会を無視することが可能な仕組みができあがる（既にその弊害が顕在化している）。

■ 2014年4月1日 役職者のさらなる増員。副学長を1名増員（教職大学院改革・現職研修担当）。計6名に。

■ 2014年7月 「教員養成の質向上に関する諮問会議」をめぐる問題。当初の会議規程では委員20名だったが、第1回会議で女性の委員が一人もいないことの指摘があり、急遽規程から人数部分を削除して委員を29人に増員して女性に委員を依頼。最初の委員依頼時点での学長の見識が疑われる。

■ 2014年8月10日 度重なる役職者の増殖。副学長を1名増員（博士課程設置構想）。計7名に。文科省からの出向者。

■ 2015年7月 「教職教育院」への移籍を強要。「教職教育院」の移籍を希望していない人に、櫻井理事が「業務命令」だと言って移籍に向けてプレッシャーをかけていた事実が判明。

■ 2015年10月 不透明な英語習得院特任准教授の採用人事。9月18日に開かれた教育研究評議会で、突然、議題1で以下の3件の規程改正を強行した。

- ・国立大学法人福岡教育大学教員選考の特例に関する規程（一部改正）、
- ・福岡教育大学英語習得院規程（一部改正）、
- ・国立大学法人福岡教育大学英語習得院講師選考規程（一部改正）

また議題5では、「特任教員採用候補者の選考開始について」を決定し、この直後に、公募はもとより、教授会での業績審査もなく特任准教授を採用した。当初から採用する人物が決まっていた、その採用の障壁となる規程を急遽改正したものと判断される。

■ 2015年11月26日 不公正な懲戒処分。2名の教員に懲戒処分(停職2ヵ月、停職3ヵ月)が下される。このうちの一件(停職3ヵ月)は、懲戒の対象となった案件の調査の結論が出る前から理事がメディアに処分について語り、処分が決まる前から当該教員の授業停止処分を行った。また、停職3ヵ月の教員は、実名まで公開された。

■ 2016年1月15日 次期役職者の発表。教育研究評議会で、櫻井理事(次期学長候補者)による執行部人事が発表される。寺尾前学長時代の役職者の留任の多さにあきれるが、寺尾氏が副学長兼教職教育院長という人事が発表された時には、会議室内に失笑の声が聞こえたという。副学長は、寺尾氏(学校教育講座出身)を除けば、保健体育講座と数学教育講座出身の教員で占められており、適材適所の発想とはかけ離れていることがわかる。

■ 2016年1月26日 またしても不公正な懲戒処分。執行部が研究不正を行ったと認定した教員に懲戒処分(停職3ヵ月)が下される。実名まで公開された。懲戒の結論が出る前から、またしても理事がメディアに処分について語り、本事業の対象者である教員に対しても、「研究費使用停止」「専門の授業停止」「研究指導の停止」「非常勤先への事前通告」といった様々な信用毀損行為、不当処分が行われた。そもそも、この研究不正の認定をめぐっては、調査委員会の報告書の内容に数々の疑義があった。また、2012年度末に改正された「研究活動不正防止規程」の運用の仕方にも疑問がある上、同時期に、不可解な理由で、「職員懲戒等規程」の変更が強行されたため、それまで教育研究評議会で審議のうえ投票で決していた教員の懲戒処分が、学長指名の役職者のみにより密室で決定された。なお、2015年11月から2016年1月までのわずか3ヵ月間に、停職3ヵ月の処分を受けた教員が2名、

停職2ヵ月の処分を受けた教員が1名出たというのは、常識的に考えて、大学の信用を揺るがす極めてゆゆしき事態である。ところが、これらの処分を行ったあと、学長の寺尾氏自身は全く何の責任も取っていない上、教育研究担当の櫻井理事も何ら処分を受けていない。仮に、上記の懲戒処分が、「正当」に行われたのであるというなら、役職者の監督責任が問われないというのはあり得ないことである。

■ 2016年4月 寺尾氏が副学長・教職教育院長に就任し「院政」が始まる。3月31日に学長を退任した寺尾氏が、翌日から副学長として勤務を始める。寺尾氏は、学長任期が満了する直前に、大学のお金で自らの執務室を学長室の隣に整備しており、そこを「院長室」と名付けて「院政」を始めた。恐らく、国立大学法人始まって以来の異常な事態に、教職員は呆然。

■ 2016年9月 公募なしで採用された教授が、授業を一コマしか担当していないことが発覚。9月14日、組合は学長に対し、年間わずか1コマしか授業を担当していない教授がいるが、なぜそのような特別待遇を与えたのか、その理由について説明するよう質問状を出した。学長からは回答が無いままである。なお、この教授(元文科官僚)の人事に関しては、前年度の教授会において、「担当できる授業がないのではないか」という懸念が既に示されていた。

■ 2017年1月 福岡教育大学は文科省の植民地。1月に、文科官僚の「天下り」不正事件が発覚し、国民の怒りが爆発。そして、1月26日の衆議院予算委員会では、河野太郎氏(前行革担当大臣)が、「国立大は文科省の植民地」と発言したことが、複数のメディアで報道され、改めて国民の怒りの炎に油を注ぐことになった。本学の現状を見てみると、

嶋倉剛氏 文科官僚……………日本学生支援機構政策企画部長

→ 2015年7月～福岡教育大学理事・副学長(総務・財務担当)

宮内健二氏 文科官僚……………スポーツ局参事官

→ 2014年8月～福岡教育大学副学長(博士課程設置担当)

松田成史氏 文科官僚……………東京大学副理事（人事制度改革担当）

→ 2016年4月～福岡教育大学事務局長・学長選考会議副議長

大和淳氏 文科官僚……………独立行政法人日本芸術文化振興会基金部長

→ 2016年4月～福岡教育大学教授

この他にも、副理事・次長／教育・連携推進課長村山嘉審氏、副理事・次長／学務・教育支援課長人見達也氏等がおり、第一級の「植民地」であることがわかる。

■ 2017年1月 『週刊文春』で、尾崎学長選考会議議長の疑惑が報じられる。2016年4月より、福岡教育大学経営協議会学外委員・学長選考会議議長を務める元文科官僚の尾崎春樹氏（現日白学園理事長）が、『週刊文春』2月16日号（2月9日発売号）で、疑惑（「文科省天下り元幹部が理事長の学校で国家公務員法違反の疑い」）を報じられる。なお、櫻井現学長の選考の際には、文科省からの現役出向者である嶋倉理事と宮内副学長はそろって「推薦人」になり、田中正幸前事務局長は学長選考会議の副議長であった。文科省が、学長選考にまで支配介入を行っている実態が明らかとなった。

■ 2017年3月3日 寺尾院長は教員ではなく事務職員である事実が判明。3月3日の教授会において、寺尾慎一教職教育院長が、教員ではなく事務職員であることが判明。教授会の元にある教育研究組織の長が事務職員で、教員人事や入学候補者の選考といった教員の業務と考えられる業務の責任者になれるのかという問いに対し、学部長は問題無いという回答。しかし、これは「大学設置基準」に抵触する恐れがある。

2. 組織の破壊とコンプライアンス問題

学内の合意形成を図ることはせず、「部局長会議」「役員懇談会」といった法人規程にはない「会合」によって重要事項が話し合われるようになる。学内の合意が得られないと、すぐに都合のいいように規程を改正するため、あらゆる会議が形骸化してしまい学内組織が機能不全に陥る。一連の行為は、「コンプライアンス違反」に他ならない。

■ 2011年12月 教育組織改編案の強行。情報教育コース・スポーツ科学コース全廃、学部学生の総数減という学長提案が当初示され、その後総学生数は維持するという内容に修正されたが、教授会では問題視する意見が出て採決の結果、投票総数123票、○55、×53、白14、無効1、であり、賛成が過半数に達しなかったため否決された。しかし、その後の教育研究評議会での採決では賛成多数で承認。両コースの2013年度廃止が強行実施された。

■ 2014年4月 戦略室の運用停止の強行。改革の加速を理由に、重要事項を審議していた複数の戦略室を運用休止に。法人規程にはない「部局長会議」による独断専決型の大学運営体制に。

■ 2014年7月31日 「教員養成の質向上に関する諮問会議」からの中間報告。初等選修制に関しては、入試やカリキュラムとも関係し、これまでの歴史や成果もあるため、今後検討を継続すべきという内容。

■ 2014年8月6日 臨時教育研究評議会で教育学部改組案を審議。初等選修制廃止について、学長は投票による採決を拒否し、評議会で承認されたこととする。諮問会議中間報告も無視。なお、2013年度以降の評議会では、議事を決するのに全く採決が行われておらず、何を以て「賛成多数」と判断したのか不明な状況で、あらゆる議題が学長の意のままに最終案とされてしまった。評議員からは、評議会規程に則って採決をするように求める意見が度々出されたが、寺尾氏は黙殺し続けた。評議会に陪席していた監事は、寺尾氏のこのやり方に賛同するかのごとき発言を繰り返した。

■ 2015年6月 理事（総務・財務担当）の交代。安田修理事・副学長（総務・財務担当）退任。鳴門市教育長に渡り。後任に、嶋倉剛氏が理事に就任。嶋倉氏は、下関市の教育長時代に、「朝鮮半島を日本が植民地支配したと言うのは歴史的事実に反する」という趣旨の発言をして、下関市の教育行政を大混乱に陥れた人物で、大学行政の経験はほとんど無し。団体交渉で、研究費が足りず、学会出張ができない窮状を説明すると、学会に考えてもらえといった趣旨の発言を繰り返す。また、やむをえず私費で休日に研修扱いで出張している教員に代休を認めるように求めると、学会を平日に開催してもらえ、という滅茶苦茶な発言をした。

■ 2015年10月～12月 学長選考会議による密室での学長選考。10月13日に、突然、学長選の公示が出され、候補者の推薦は26日に締めきられる。当該年度になって、一度も学長選考会議の議事録は公開されておらず、選考の日程を全く知らなかった教職員は戸惑った。学長選の候補者として、元東京学芸大学学長の鷺山恭彦氏と櫻井孝俊理事の二名が推薦される。鷺山氏の推薦人は全て現職の教員、一方、櫻井理事の推薦人は、全員理事と副学長（その中に、文科省から出向中の嶋倉理事、宮内副学長を含む）であった。学長選の最中、一旦ホームページに掲載された「推薦書」「履歴書」「業績書」「所信表明書」が突然、説明もなく削除されるなど不可解なことが起きる。結局、密室で櫻井理事を次期学長候補者に決定。12月1日に結果が公表されると学内が騒然となった。

■ 2015年10月16日 独善的で不可解な英語名称の変更を突然決定する。教育研究評議会で、大学の英語名称が、Fukuoka University of Education から、University of Teacher Education Fukuoka に、突然、変更される。ほとんどまともな調査もせずに学長の独断で変更。新名称は、文法におかしいと指摘するネイティブも多数いる。財政が逼迫する状況にあって、下記のUI投票と同様、全く不急不要の変更である。寺尾氏が、自らの「学長在職記念」にしたいと思ったのであろう。

■ 2015年11月 知らぬ間にUI投票を実施して勝手にロゴマークを決定。突然、ホームページに、11月7日から13日までの短期間で、UniversityIdentity（大学のロゴデザイン）のweb投票を行うという掲示。しかし、「福岡教育大学「UI」選定投票」の投票総数は、何とわずか294票（在学生：41%、教職員：24%、卒業生：11%、保護者：5%、本学志願者：6%、一般13%）。WEB投票の結果、得票数第1位は、デザインNo.07の67票であったが、「広報企画室、役員懇談会、役員による学内選考」で勝手に選んだのは、デザインNo.08であった。学長選考と同じで、「二番手が選ばれる」不可解な選考。そして、12月16日に、「大学のロゴマークの選定について」という一方的な通知文が学長名で出される。一連の手続きは、前年度組織や規程を改悪した「広報企画室」が、寺尾学長の指示を受けて行ったものである。なお、このUI投票とロゴマークの作成のために、307万円を随意契約で城島印刷株式会社に支払った。

■ 2015年11月5日 不透明な研究不正の告発事件。突然、「本学教育学部教授による研究活動上の不正行為について」が、ホームページの「お知らせ」に掲載される。同時に、櫻井理事が、研究不正に関する記者会見を行い、例によって、学内の教職員よりも先に、メディアに発表。その後、大学が、調査対象教員に信用毀損・人権侵害行為を行ったことも判明。

■ 2016年1月4日 不急不要の英語名称変更を強行。英語名称を書き換えた看板が公開され、福岡教育大学の英語表記変更のお知らせがホームページに掲載される。封筒、名刺、その他の印刷物の刷りなおしをはじめ、莫大な額のお金が使われることになる。

■ 2016年1月 学長選考会議議事録を開示せず。12月8日に組合が行った、学長選考会議の議事録開示請求に対し、開示期間の延長を通告してくる。理由は、「議事録が未だに作成されていない」という非常識なもの。

■ 2016年4月 学長選考会議議長の見解書を隠蔽。新たに発足した

学長選考会議（議長は、元文科官僚の尾崎春樹目白学園理事長、副議長は松田成史事務局長）は、前年度3月末に学長選考会議議長が大学に宛てて送付した「意見書」を公開しないことを決定。

■ 2016年4月 「経営協議会」を欠員状態で運営した疑い。規定上、「経営協議会」の「学外委員」6人については、「教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する」必要があるが、2016年度の教育研究評議会では、「学外委員」6人のうち5人についてしか意見聴取が行われておらず、4月中旬になっても福岡教育大学の「経営協議会」の委員が公表されていなかった。4月1日以降、法律違反（「国立大学法人法」違反、あるいは「国立大学法人福岡教育大学経営協議会規程」違反）で運営されていた可能性がある。

■ 2016年9月 英語習得院のお粗末な実態が情報開示請求で判明。昨年度までに、4,000万円を優に超える資金を投じてきた英語習得院の2015年度のお粗末な「成果」が、組合が行った情報開示請求によって判明した。4月当初の受講登録者数が374名であったのに対し、最終的な修了者数は18名であった。2016年11月6日に、国立大学法人評価委員会が、「注目」される主な取組【業務運営面】として、本学の英語習得院のことを、「学校現場で役立つ英語力を強化する「英語習得院」創設」などと絶賛していたが、いったい何を調査したのか不思議である。2016年度からは、カリキュラム改悪で正規の外国語の授業は半減している。その一方で、このお粗末な英会話学校のために、大変な無駄遣いがなされたことになる。なお、組合が情報開示請求を行った資料によると、英語習得院の講師は、授業を行っていない時間にも給与を受け取っている可能性がある。

■ 2016年9月 櫻井学長の公私混同問題が発覚。長年にわたり、櫻井孝俊学長の娘（他大学の学部卒業、他大学の大学院修了）が、櫻井学長の研究室を自由に使っていたことが発覚。9月8日の教授会において、研究室の管理責任者である飯田慎司学部長は、その事実を以前から知っていながら、黙認していたことを認めた。櫻井学長の娘は、

櫻井氏が理事の時代から、櫻井研究室で、学生・院生が授業を受けたり、研究を行ったりしている時にも、堂々と研究室にいたことも判明。それだけではなく、櫻井氏が、学長に就任してからは、学長公用車に同乗して大学にやって来ては、一日櫻井研究室で過ごし、櫻井氏の公務が終わる時間になると、事務局に行き、学長公用車で一緒に帰宅していたことも判明。さらに、櫻井学長が、出張等、学外で仕事があるときには、娘は、櫻井学長の自家用車で来学し、櫻井学長名義の「入構証」「パスカード」を使って入構して、研究室で過ごしていたことも判明。上記の事実に対し、櫻井学長は沈黙を守ったままである。

3. 教授会への攻撃

自らの言いなりにならない教授会を敵視しはじめる。教授会の選挙で選ばれた学部長・研究科長に対し、執拗にハラスメント行為を繰り返す。学部改組や教職教育院構想については、教授会で何度も否決されたが、教授会の意見を完全に無視し実施を強行。学部長・研究科長を直接学長が任命するかたちに規程を改悪し、現場の教員からのボトムアップ機能は完全に失われた。

■ 2011年12月 教育学部長辞任とその後の混乱。2011年12月、教育組織改編案（情報教育コース・スポーツ科学コース全廃）を、教授会が否決したことに絡み、学部長が教育研究評議会席上において学長らから攻撃を受け、後日辞任した。しかし、この事実は構成員に通知もなく16日間にわたって学部長不在という事態を招いたあげく、学長自ら学部長事務取扱をし、さらにはすでに教授会で実施済みの次期学部長選考の結果についても無効であると主張。教授会は再度選考し直さざるをえず、結果は予定されていた次期候補者が再度選ばれたが、「残任期間」の規程により学部長任期が大幅に短縮されることとなった。

■ 2013年11月26日 学長選考で意向投票結果を覆す。意向投票結

果は、長山芳子候補（当時の教育学部長）123票、寺尾慎一候補（当時の学長）88票。投票率は9割近くとなり、長山候補が過半数の票を獲得。しかし、学長選考会議は候補者の適格性について十分な審議もせず、寺尾学長の再任を決定。

■ 2013年11月28日 教授会にて意向投票結果尊重の緊急動議。学部・大学院合同教授会において、「学長選考会議に対して意向投票の結果を尊重した再審議を求める。併せてその内容の公表を求める」緊急動議。投票総数150票、賛成113、反対25、白票11、無効1の圧倒的多数で可決。

■ 2013年12月12日 次期研究科長の選出。大学院教授会において、2014年4月からの大学院研究科長候補者を学内規程に基づき選出。しかし、学長は、教職員組合が学長選考を疑問視して行ったピラ配布に同候補者が参加していた点をとらえ、以下にみるように頑なに任命を拒み、後日、研究科長への任命を拒否。

→福岡県労働委員会が「不当労働行為」を認定（2016年2月）

■ 2014年1月～3月 次期研究科長の任命拒否。既に選出されていた研究科長候補者が、上記ピラ配布に関与したことを理由に、学長は研究科長任命を拒否。当時の研究科長や教授会議長団が数度説得を試みるが、学長は頑なに拒否。任命をしない理由について、当初は、事実を隠した上で、「当人と面談中である」という虚偽の答弁を重ねていたが、文科省から二期目の学長辞令を受け取った直後の教育研究評議会で「辞令をもらったのもう心配することはなくなった。研究科長は任命しない。教授会で選び直せ」と発言。

→福岡県労働委員会が「不当労働行為」を認定（2016年2月）

■ 2014年3月31日 研究科長選出の規程改正案を強行。学長の命令によって急遽教授会が召集され、研究科長を学長が任命する規程改正案が提出される。投票総数122票、賛成15、反対96、白票10、無効1の圧倒的多数で否決。しかし直後に開かれた教育研究評議会では学長が投票による採決を認めず、規程改正を強行決定。

■ 2014年4月1日 規程違反のまま新たな研究科長の選出を強行。規程を改正したところで既に選出された研究科長候補者の資格に影響はないはずだが、学長が相部保美氏（前附属学校部長）を研究科長に任命。規程違反・違法状態のまま大学運営が進行することに。

■ 2014年6月26日 教育学部改組案も強行姿勢。部局長会議において、教育学部改組案（初等選修制廃止、共生社会教育課程廃止、環境教育課程廃止、芸術学科の新設）を提示。以後、教授会では学部長からの報告は行われたが、本件に関する審議も意見聴取もなし。

■ 2014年7月17日 臨時教授会で学部改組案の教授会審議を求める決議。

部局長会議において、教育学部改組案の改訂版を提示。

臨時教授会において、次の動議を全会一致で可決。

「次のことを学長に求めます。

- (1) 教育学部改組においては、教授会での審議を経るとともに、生涯教育3課程の意向を十分尊重して検討すること。
- (2) 教育学部改組にあたっては、初等教育教員養成課程選修制廃止以外の可能性も含めて検討すること。」

今回の教授会は、教授会構成員80名の署名によって開催された。署名は教育学部長に提出されたが、学長は、教育学部長に対して業務命令により署名者名簿の提出を強要した。

■ 2014年7月18日 教育研究評議会で教育学部改組案を審議。共生社会教育課程廃止、環境教育課程廃止について、反対意見を押し切り決定。初等選修制廃止については継続審議に。

■ 2014年10月 学校教育法改正に伴う教授会規程の改定。2014年6月に成立した学校教育法および国立大学法人法は学長のガバナンス強化と称して学長権限を強化し教授会の審議事項を制限して権限縮小を図る悪法だが、文部科学省はこの改正に対応した内部規程の変更がされているかをチェックするためのチェックリストまで示して進捗状況を報告させるという支配介入を行ってきた。これに応じた教授会規

程の改定案が10月17日の教授会で提案された(学長案)。改正法対応といいながら、そこには改正法に伴う改定だけでなく、文部科学省の意向に沿った改定や学長の意向に沿った改定までもが含まれており、必要以上の改定に危機感を覚えた教授会構成員から対案が提案された。その対案は教授会の審議事項として重要な件を明記し、学部長選考時は教授会で候補3名をあげ最終的には学長が選定する方式になっていた。どちらの案も改正法および文部科学省のチェックポイントはクリアしていたにもかかわらず、教授会に説明役で登場した文科省からの出向者である副学長・学長特別補佐の宮内健二氏は、対案を「法律違反」と攻撃し、対案に賛成する教員は名前を書け、との「恫喝的発言」までする始末。結局対案を取り上げる動議は採択されず、学長原案に対する投票が行われた結果、賛成20、反対68、白票18、という大差で否決された。

■ 2014年10月18日 教育研究評議会で教授会規程の改定を強行決定。10月18日の教育研究評議会は、前日の教授会で構成員に対し、「恫喝まがいの発言」をした宮内氏が終始議論を主導し、教授会で出された対案を、「法律違反」「法に照らすと云々」と完全に否定した。それを承けて、寺尾氏が、複数の評議員の反対を全く無視して、原案にすると宣言した。ある評議員が、「規程に基づき、投票をして下さい」と言ったのに対して、寺尾氏は頑なに拒否した上、つるし上げ見せしめのためか、反対の意志を示した者に、一人一人反対の理由を述べさせたため、反対の意志を示すことを躊躇した委員も少なくなかった。この時、審議未了のため、再度、教授会で審議することを求めた委員に対し、寺尾氏は、「教授会の議論はどうでもいい。報告はもう聞いた。」という発言をした。また、寺尾氏の発言を承け、清水紀宏副理事(現副学長)が、「(教授会構成員は)コンプライアンスが全く分かっていないので、全学の教職員を対象に、説明会を開いて教えてやらないと、また、教授会で審議とかと議論とか、馬鹿なことという者が出てくる。」という発言をする。

■ 2014年10月 教育組織改編を教育研究評議会で審議。上記のように学部改組についてはたびたび教授会で審議を、という声を上げていたにもかかわらず、10月の教育研究評議会では学長案が「決定」された。初等教育教員養成課程の「選修」をなくして一括募集し「教職教育院」なる新組織で教育を行う案である。教職教育院に従事する教員の募集が行われたが、手を上げる教員は少なく、実現の可能性も危惧される案にもかかわらず、採決もせずに「決定」したこととする。

■ 2014年11月 「教授会の意見を聴くことが必要なもの」(重要通知)(案)を示す。11月末の教授会では「教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項について(重要通知)(案)」が審議された。原案では学長が必ず教授会の意見を聴かなければならない事項としては限られた5つの項目が挙がっており、それ以外に「教授会が学長の求めに応じて意見を述べるのできる事項」として15項目が挙げられていた。しかし、この両者は位置づけが全く異なるものである。前者は学長が教授会の意見を「聴かなければならない」と義務づけるのに対し、後者は「学長の求めに応じて」との文言のとおり恣意的な運用が可能なるものである。教授会では後者の事項もすべて前者の重要通知に盛り込むよう意見が出され、教授会としてはその意見を取り入れて承認した。しかし、今回もまた教授会の直後の教育研究評議会では、教授会での結論を一切考慮することなく、当初案のまま「決定」したこととする。

■ 2014年11月 教育学部の改組及び大学院改革の審議。学部改組について教授会で審議をという声は長らく無視されていたが、11月になってようやく教授会での審議がされることとなった。しかし根本的な改組案の問題点について反対意見が続出した。特に初等教育教員養成課程で選修制をやめる件については、小中連携や小学校でも専科などの専門性を重視するという時代の流れに逆行するものとして懸念の声が多数上がった。これに関して選修制の廃止や生涯教育課程廃止という原案を廃棄して一から検討しなおすべき、という動議が出された

が動議は取り入れられることはなかった。その結果、当初の改組の原案に対して賛否を問う投票が行われ、教育学部改組に対しては、賛成 15、反対 86、白票 12、大学院改革についても、賛成 17、反対 73、白票 19、という圧倒多数で否決された。

■ 2014 年 12 月 学長が教授会蔑視の発言を繰り返す。12 月 19 日の教育研究評議会で、寺尾氏が、「教授会が長引くと電気の無駄。」という暴言を吐き、2015 年 2 月 20 日の教育研究評議会では、「これから、全ての会議は 90 分以内でやる。延びても最長 120 分。だらだらやって、事務職員も迷惑に思っている。4 月からにしようと思ったが、1～3 月は練習。」という発言をする。

■ 2014 年 12 月 教育学部の改組計画のウェブサイトでの公表。前記のとおり教授会では大差で否決された改組計画だが、大学執行部はそのまま強引に押し進め 12 月 25 日に学内説明会が開催された。この時は時間が無いとのことで、十分な質疑応答も行われず、急遽、教職員からの質問などの追加募集をするなど(しかもメ切は翌 26 日正午という性急なもの)、とうてい十分な説明がされたとは言えないものであった。その後、質問に対する十分な説明の時間も取られないまま、26 日には大学公式サイトに「教育学部・大学院教育学研究科の改組計画について」と称する文書が突然公表されるという暴挙がなされた。

■ 2015 年 4 月 学長指名による教育学部長の教授会運営の問題点が顕在化。大学院研究科長はすでに 2014 年度から学長指名になり、その問題点は 1 年間の研究科教授会の運営を通して明らかになっていた。2015 年度になり、学部長までもが学長指名となり、学長指名の 2 名の議長による教授会の運営は、時間を気にして十分な意見も聞かずに議論を終了させたり、採決を求める教員の意見を無視し議題を終了させたり、重要な案件に関して学長の言いなりとなる姿が明らかになった。結果的には問題大有りだった 2014 年度の研究科長以上に、教育学部長に問題があることが教授会のたびに明らかになった。

■ 2016 年 3 月 22 日 教授会構成員の過半数を超える有志が寺尾学長

の解任請求と櫻井学長の選考やり直しを、学長選考会議に求める。23 日付の西日本新聞、産経新聞、読売新聞、朝日新聞によって、学長選考をめぐる混乱や福岡教育大学の様々な問題の一端が報道される。なお、この時に、学長選考会議の議長から福岡教育大学に送付されたはずの「意見書」は、公開されることはなく、法人側はいまだに隠し続けている。

■ 2016 年 6 月 23 日 定例教授会が不成立。研究不正の問題をはじめ、教育研究に関わる様々な重要問題に関する教授会構成員の声を教授会議長(飯田学部長、相部研究科長)が無視し続けたことに対して、構成員の怒りが爆発し、6 月の教授会は定足数に満たず流会になった。これは福岡教育大学始まって以来の異常事態である。

■ 2016 年 10 月 21 日 学部長・研究科長の職責放棄が判明。教授会が機能不全に陥っていることから、飯田学部長・相部研究科長から学長にどのような内容の報告がなされているのか、それは教授会の意見を正しく反映しているものであるのか、また、その報告に対して、学長はどのような対応をしているのか、という問題について明らかにするために、9 月に組合から、「飯田学部長と相部研究科長による、教授会の審議結果に関する学長等への報告文書一式」について情報開示請求を行った。それに対して、10 月 21 日、法人側から「法人文書不開示決定通知書」が届いた。「開示しない理由」は、「教育学部長と大学院教育学研究科長による、教授会の審議結果に関する学長等への報告文書は存在しないため。」というものであった。

4. 教育研究への配分削減と膨大な無駄遣い

「費用対効果」を検討もせず無駄なハコ物を建築したり、大学の規模を無視して大勢の役職員を置いたりする一方で、教育研究費を激減させて、教育研究の現場を大混乱に陥れた。無駄遣いの極めつけは、寺尾氏の退職金を一割増し支給にしたことである。

■ 2012年2月 追加予算配分のばらまき。教育・研究予算の追加配分を、本来その任をすべき予算配分委員会での審議・承認を経ないまま、100万円を複数の講座・センターにばらまいた。コンプライアンス（法令順守）やアカウンタビリティ（説明責任）も無視。

■ 2013年5月 必要性に疑問のあるアカデミックホール竣工。図書館改修で教室が足りなくなるとの理由で、部活動などで活用されていた多目的グラウンドの一部をつぶしてまで250人収容のホールを1億円もかけて建設。しかし一部のシンポや研修会を除いて授業での活用はほとんどなし。既存教室とのアクセスが悪いせいだが、そのアクセスの悪さに対応するため授業間の休み時間の変更を教員や学生の反対を押し切って実施。この変更が年度終盤に強行されたため非常勤への連絡や学生への連絡が行き届かず大混乱を引き起こす。

■ 2014年3月27日 基盤的研究費のいきなりの半減。学長が、4月以降の教育研究費をほぼ半減することを、突如、予算編成方針として発表。4月以降既に予定されていた教育研究業務に甚大な支障を生ずる。削減した額については、全学経費としてミッションの達成に資する目的に使用するとされたが、十分有効に活用されたとは到底言い難く、本来必要な業務に資金が回らなくなった。

■ 2014年4月 正門前に突如看板を設置。正門前に突如、大学名を記した巨大な看板が立つ。残念ながら主要国道の3号線側から門に近づくと街路樹で隠されてほとんど見えないのに効果があるのか。立てるだけで260万円程かかっているのに夜間ライトアップまでしている。

■ 2014年4月 プール改修で50mが25mに。プールの改修工事が行

われたが、大学生が公式記録をとることのできる50mプールだったが、25mプールになって残りの25mはコンクリートで埋められる。理由は寺尾学長の「小学校のプールは25mだ。小学校の先生になる学生には25mプールを与えるべきだ」という考えによるとのこと。

■ 2015年3月5日 基盤的研究費のさらなる半減。教授会において、前年度に既に半減されていた基盤的研究費（教育研究費（学部等経費））をさらに半減する予算書が提示された。大学へくる運営費交付金そのものは効率化係数のマイナス1%程度の減にすぎないはずだが、各教員に配分される基盤的研究費は、たった2年で1/4にまで激減することになる。教員に対して、残りの3/4を何に使うかの説明は全く無し。

■ 2015年6月 印刷・消耗品に限った教育費使用の査定の問題。2015年度の予算では、基盤的研究費がさらに半減しただけではすまなかった。各教員には5万円の研究費が年度当初に配分されたが、教育研究費として自由に使えるのはこの5万円だけとなった。科研費の申請をした教員には+（プラス）5万円が配分されたが、申請をしていない教員にはこの配分はなく、科研費の申請の有無が懲罰的に使われた。このような形で教育研究費に影響があるならば、遅くとも前年度の申請時には明らかにされているべきだったが、そうした情報は全くないままの懲罰的措置の強行である。また、残る教育研究費は「授業に使う印刷費・消耗品費」を申請して、予算配分委員会での査定を受けてOKとなったものだけに使う、という措置までがとられた。授業に使う予算と言っても、印刷・消耗品だけで済むわけがなく、10万円以下の少額品や各種作業に不可欠のPC、教育に関係する学会出張なども「教育に必要な経費」のはずだが、そうしたものは一切査定されなかった。この結果、必要経費が賄えないために休止状態にせざるを得ない授業も出て、学生に対しても深刻な被害が及んだ。

■ 2015年7月 非常識な教育研究費の配分もたらした被害。6月の教授会でもめて収拾がつかなくなった教育研究費の配分について、教

授会の数日後に、突然、学部長名で「原案通り」の配分方針が学内掲示板に一方的に通告され、7月23日の教授会で抗議の嵐。ところが、飯田学部長は全く無反応であった。美術科のある授業では未開講が続いた挙げ句、今年度前期の授業が開講中止に追い込まれたという驚愕の事実まで判明（2015年12月の「毎日新聞」の報道の部分を参照）。

■ 2015年10月 教育研究費を大幅に削減する一方で役職者のみ優遇。10月から、副理事8名と産業医にそれぞれ2万円、教職教育院長に5万円、副院長6名にそれぞれ1万円の職務付加手当を支給する旨、学長が決定。

■ 2016年3月31日 役員会のお手盛り査定で寺尾学長の退職金を1割増しに。年度の最終日に開催された2016年度第32回役員会において、寺尾学長の「退職金」を1割増しとすることを決定（「議事概要」に「審議の結果、業績評価率を1.1とすることを承認した。」とある）。同時期に退任した国立大学法人の学長のうち、退職金を増額したのは、東大、京大、九大、東京学芸大のみであり、新潟大は逆に減額している。文科省から支給されるのは標準額のみであるから、割増した分は、「福教大の持ち出し」となる。入試検定料の大幅減収（約1千万円）や、不当労働行為認定（今も係争費用を大学に負担させている）はまったく考慮されていない。役員会のメンバーである理事は、全員学長が任命していることから、露骨な「お手盛り査定」である。

■ 2016年6月 副学長2名によるビジネスクラス・タクシーの規格外使用。組合が情報開示請求を行った結果、寺尾副学長と平田副学長が、6月24日から7月1日まで、「日独共同学長会議」に公費出張を行った際に、規格外使えないはずのビジネスクラスを使用した事実が発覚。往復の航空券代金だけで、101万1千120円も使っており、その上、やはり規格外は使えないはずのタクシー（さらに、都市高速も利用）を使用していた事実も判明した。この規格外使用について、組合からの質問に対し、櫻井学長は、「学長の代理で行ってもらったので、学長と同等の待遇を与えた」という趣旨の回答。

5. 賃金・労働条件切り下げ

賃金・労働条件の切り下げを強行し続けて、教職員のモチベーションを下げ続けている。

■ 2012年12月 勤勉手当成績優秀者対象者の講座推薦を拒否。多様な専門を評価するために、手当や昇給の推薦は講座から行ってきた経緯があるにもかかわらず、講座推薦を「学長の総合的判断」の名の下に拒否。拒否された中には、法人を相手取って未払い賃金請求訴訟を行っている原告や、学長への反対意見書を出した過半数代表者、講座主任などが含まれており、多くの疑義があるにもかかわらず「総合的判断」の説明は一切なし。2013年6月期においても原告1名がやはり推薦拒否され、学部長と学長の面談まで行われたが、学部長に迷惑がかかることを恐れた本人が辞退する結果になった。

■ 2013年1月 大幅な退職金削減の強行。国家公務員の退職手当の支給水準引き下げに伴い、またもや対等な立場での労使交渉もなく、また国家公務員ではないにもかかわらず、公務員準拠の削減を強行。退職金から最大で500万円を超える減額が実施されることとなる。

■ 2013年4月 改正労働契約法の悪用。労働契約法改正の趣旨は「5年を超える長期雇用の非常勤職員は正規雇用へ転換」というもののはずが、逆に、5年で雇い止めになるような就業規則の改悪を、労使交渉も経ず、また過半数代表の反対意見も無視して、平然と行う。

■ 2016年2月5日 センター試験の休日出勤をめぐる怪文書で学内混乱。突然、人事企画課長名で、「平成28年度大学入試センター試験業務の取り扱いについて」という通知が配られ、大学入試センター試験監督業務に関わる手当の不利益変更を事後通告。その内容は、平成28年1月16日（土）及び17日（日）の両日、センター試験の監督業務を行った教員に対して、1日分は規定通りに休日給を支給するが、他の1日は振替休日の手続きをするよう強制するもの。過半数代表者からの問い合わせに、問題が表面化するのを恐れたのか、教授会

の場で、休日給については旧来通りと訂正したが、課長は通知自体の誤りを認めず。

6. 大学機能の崩壊

「ガ バランスの強化」と称して、あらゆる権限を学長に集中させた。また、学長の命令通りに動く者ばかりが役職者に任命され、改革の方向性や実現性を批判的に検証し、建設的な意見を言う者は排除された。そのため、精密な制度設計もなく、取り敢えず走り出すことの繰り返しで、もはや、問題がどこにあるかを検証して対処するのが不可能な程に大学機能が崩壊している。

■ 2013年9月 教育実習の疑義ある変更の強行。2013年度の附属学校での教育実習は9月第2週からのAグループ3週間に引き続きBグループ3週間となったが、冒頭の2日間AB両グループの「参観」に当てられ、台風などの影響もあり実習に必要な3週間が確保できたのか疑義の声があがった。2014年度はさらにエスカレートし夏休み明けで児童への指導などで忙しい9月1日に「参観」を実施。附属側の強い反対も押し切って大混乱が懸念されることを「学長命令」として強行する。

■ 2014年3月～4月 大学院3次募集を強行するも定員を満たせず。3月の第2次の大学院入試の結果、定員割れが生じたため、学長は、学内の反対を押し切り、急遽新年度4月に第3次募集を強行。結果、数名の入学者を確保したものの、定員は充足できないばかりか、新年度の繁忙期に業務過多が生じ、4月からの授業進行にも影響が生ずる。

■ 2015年7月 学内のサーバーに深刻な不具合が発生。国立情報学研究所が7月1日から新しいサーバー証明書発行サービスを開始したことが原因。しかし、6月30日に旧サービスが失効するまでには十分な移行猶予期間が設けられていたのに、情報担当の大坪靖直副学長が

そのことに気付かず、何もせずに7月1日を迎えてしまったという、お粗末な理由による。

■ 2015年8月 改組後のカリキュラムの検討が暗礁に乗り上げる。教授会が否決した学生教育組織改組後のカリキュラムを、教授会の下に設けられたカリキュラム検討委員会が審議するも、暗礁に乗り上げる。

■ 2015年9月10日 学生不在の大学経営が明らかに。教授会で、美術科の授業未開講事件に対して、当該講座の教員が、学部長の責任を追及。しかし、飯田慎司学部長は、「学長が決めたことだから仕方ない」という無責任な答えを繰り返す。また、編入学試験を実施する予定のコースの主任が、「編入学後に、学生自身がカリキュラム上の授業科目の履修を希望すれば、その科目を開講できるようにしてほしい。非常勤講師予算がつかずに開講できないという事態は避けて頂きたい。」という趣旨の発言をしたところ、学部長は、「それは学長が決めることだから、学長に尋ねてみないとわからない」という驚くべき非常識な回答。学長以下大学執行部の基本的な考え方としては、「数字の上で卒業できればよい（単位が足りればそれで十分）のでそのように学生を指導しろ。だから、余計な非常勤予算はつけない」ということか？

■ 2015年12月11日 またしてもサーバーがダウン。推薦入試、編入学試験の合格発表当日にサーバーがダウン。産経新聞が報道。

■ 2016年10月 マレーシアを中心にするはずであった国際交流計画が破綻。2015年度当初に、当時の寺尾慎一学長が、「これからの本学の国際交流はマレーシアを中心に行う。（九州工業大学の学長に仲介を頼んで）マレーシアに姉妹校を作る。」と宣言して、相当な額の資金を投入してきた事業の一部である「クアラルンプール短期研修」（多文化・多言語社会の体験によるグローバルな視野の獲得と、英語によるコミュニケーション能力の向上をめざしていただきたい）の破綻が明らかになる。英語習得院のホームページに掲げられた【基本スケジュール

ル】(募集：4～5月、事前研修：6～7月3回程度、実施：8～9月、事後研修・報告会：10月)は、何一つ実施されていない事実が判明。

■ 2016年2月 入試の志願者が激減。2016年度入試の志願者数が確定。生涯教育課程を廃止し、ほぼそれと同じ数の定員を初等の推薦入試に回したことにより、全体の志願者が激減する。これにより、入試検定料の収入が、前年度に比べ約1,000万円減少した。

■ 2016年12月 入学試験選考準備会で疑義が発生。12月5日に開かれた推薦入試の選考準備会議に、特定の講座の委員が招集されなかった。これは、委員長、副委員長、学部長、教職教育院長等、各課程等を代表する者各1名以上の出席が必要とされる規定に違反する疑いが濃厚である。12月8日の教授会は、「規程違反」で審議が行われることに対する不安の意見が続出したが、教授会議長の飯田慎司学部長はそのような意見を完全に無視し、審議を強行した。「規程違反」の審議に加わることを危惧した多くの構成員が退出したため、定足数ギリギリで審議が行われる事態に。

7. 労使関係の著しい悪化

労使対等の原則など全く知らぬ顔で、形だけの「不誠実団交」を繰り返している。法人の「不当労働行為」に対して、福岡県労働委員会から出された命令書は無視し続けるだけでなく、「不当労働行為」を行った張本人である寺尾前学長を、副学長に任命して特別待遇を与え続けている。現執行部が労働関係法規を軽視する姿勢は甚だしい。また、研究不正を行ったという汚名を着せられた教員が不当な懲戒処分を受けたが、その決定を行った管理職が実は論文の不正を行っていたことが発覚したため、組合はその件についても追及することとなった。

■ 2011年8月 人事院勧告に係る団体交渉の引き延ばし。団交申し入れが8月10日で9月30日には人事院勧告が出たにもかかわらず、団

体交渉に応じず、応じたのは年明けになってからで、5ヵ月もの時間がかかった。これは閣議決定された国家公務員の臨時給与減額法案の国会審議を待ったためであり、その後も実質的な交渉には応じなかった。

■ 2012年7月 給与臨時削減措置の強行。5月に突如イントラネットに「本法人職員の給与減額支給措置の検討について」という文書を掲載し、まともな労使交渉も経ないまま給与減額措置を実施すると表明した学長は、7月からその表明どおりに給与減額措置を強行した。この強行姿勢によって、国立大学法人としては全国で最初に、臨時減額分の未払い賃金請求訴訟を提起される事態を生じさせた。

■ 2013年4月 労働委員会のあっせんを拒否。一向に正常化しない団体交渉について、教職員組合が福岡県労働委員会に申請した「あっせん」に対し、法人は自分に都合のよい「学長の出席がなくても交渉を進めては」というアドバイスを逆手にとり、以降は団交に寺尾学長は全く出てこなくなった。挙げ句には、法人は、「交渉のための資料を作る気もない」と断言してあっせんのテーブルを自ら蹴り、労働委員もその姿勢にあきれ果てる中、あっせん不調という結果に。

■ 2013年4月 講座推薦の評議員の拒否。講座推薦の2013年度評議員のうち、未払い賃金請求訴訟の原告の教員について、原告であることを理由に指名拒否。該当者が組合の書記長でもあったことから組合活動の妨害であり「不当労働行為」であるとして中止要求するも受け入れず。この拒否は2014年度評議員選出の際にも繰り返された。

→福岡県労働委員会が「不当労働行為」を認定(2016年2月)

■ 2013年11月 学長ヒアリングにおいて原告との対面を拒否。各講座主任を招集して行った、学生就職に関する学長ヒアリングにおいて、学長自らが招集したにもかかわらず、未払い賃金請求訴訟の原告である2名の教員が参加したヒアリングは学長が出席を拒んで実現しなかったり、わざと席をはずしたりした。同様の露骨な対面拒否は、年度当初に行われる人事要望のヒアリングの2013、2014年度でも繰り返

返され、その結果講座に迷惑をかけないため原告がそうしたヒアリングへの出席を遠慮せざるをえなくなった。

→福岡県労働委員会が「不当労働行為」を認定（2016年2月）

■ 2013年12月20日 「福岡教育大学のミッションの公表にあたって」説明会における暴言。この説明会の席において、学長は、教職員組合が学長選考を疑問視して行ったビラ配布について、関係者の処分をちらつかせる発言。当該学長発言は、大学ホームページにおいて公表され、自らの強権的姿勢を社会に知らしめることとなった。

→福岡県労働委員会が「不当労働行為」を認定（2016年2月）

■ 2015年11月30日 裁判の不当判決。福岡高裁で東日本大震災復興を名分とした2012～2015年の臨時給与減額事件に対する不当判決が出される。大学側は、即座にホームページで勝利宣言し、教育研究評議会でも早速報告を行う。

■ 2016年2月10日 福岡県労働委員会から「不当労働行為」に対する是正命令が出る。寺尾慎一学長の数々の不当労働行為に正義の審判が下る。

(命令書の概要)

命令書では申立事項4項目、

- ①平成25年の学長選考結果を疑問視して組合が行ったビラ配布活動に参加した組合員を、学長が大学院教育学研究科長に任命しなかったこと、
 - ②平成24年からの法人による賃下げに対し、組合の全面的支援を受けて原告となった組合員を、学長が教育研究評議会評議員に指名しなかったこと、
 - ③②の組合員が主任を務める講座の教員人事ヒアリングを、学長が敢えて自ら行わなかったこと、
 - ④学長が、組合による①のビラ配布を信用失墜行為であると批判し、その内容を大学ウェブサイトに掲載したこと、
- を不当労働行為として認定した。これらは、本組合の申立を大筋で

認容するもので、妥当な命令であるが、その一方で、同命令書が、団体交渉において法人が十分な資料提示による説明を怠ったことを、不誠実団交と認定しなかった点については、団体交渉の正常化を困難にするものであり、大変遺憾である。

■ 2016年2月 法人は、福岡県労働委員会からの命令に従わずに、中労委に提訴。ホームページに、「[[中央労働委員会への再審査申立て]」に関するコメントについて」という文章を掲載。内容は、「本学の教職員組合が、福岡県労働委員会に行っていた救済申立てに関して、平成28年2月10日に本学学長宛に命令書が送達されました。この命令書については、大学経営の自律性確保の観点から受け入れられる内容ではありません。ついては、この命令を取り消し、当初教職員組合から行われた救済申立てを棄却するとの命令を求めて、中央労働委員会への再審査申立ての手続きを行いましたこととお知らせいたします。」というもので、全く反省の色無し。

■ 2016年3月18日 寺尾慎一学長に「学長職の辞職要求」、櫻井孝俊理事に「学長職への就任辞退要求」を提出。不当労働行為を断罪されながら開き直りを決め込む寺尾学長に辞職要求、そして、自らも寺尾学長の「不当労働行為」に荷担しただけではなく、あろうことか、4月から、寺尾学長を副学長に据えるという、前代未聞の非常識な人事を行うことを内外に表明した次期学長候補者の櫻井孝俊理事に学長職への就任辞退要求を行う。

■ 2016年4月11日 櫻井学長へ辞職要求、寺尾氏の解任要求を行う。福岡県労働委員会の命令書を無視し続ける櫻井孝俊学長に対し「学長職の辞職要求」、並びに「寺尾副学長の解任要求」を提出。

■ 2016年4月26日 研究不正を組合から告発。現職の役職員(理事・副学長1名、副学長2名)が行った研究不正が発覚。不正行為の内容は、大学院生がまとめた修士論文抄録と全く同じ論文に、指導教員である被告発人らが、単に自分たちの名前を書き加えただけで、『福岡教育大学体育研究センター紀要』に掲載し、自分たちの業績としたもの。

2本の論文（被害を受けた元院生2名）を告発。

■ 2016年4月29日 賃金訴訟の上告を最高裁棄却。「大学自治を求めぬ未払い賃金請求訴訟」の最高裁上告判決（上告棄却）届く。主文（1、本件上告を棄却する。2、本件を上告審として受理しない。3、上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。）国立大学法人福岡教育大学の教職員が労働者保護法制の埒外に追いやられ、労働者としての権利を剥奪された状態に置かれている事実を、司法が容認したことに怒りを禁じ得ない。6月27日に原告団が声明を発表。

■ 2016年5月6日 研究不正の告発。新たな研究不正の告発を行った。被害者の元院生は2名（論文2本）。

■ 2016年5月11日 不適切な委員構成の予備調査委員会設置に対する異議申し立てを行う。4月29日、5月6日の告発に対し、5月10日に「福岡教育大学研究活動不正調査委員会の設置について（通知）」が届く。しかしながら、この調査委員会のメンバー（全4名）に寺尾慎一副学長と春山九州男顧問弁護士が含まれていたことから、11日付で、「平成28年5月10日付「国立大学法人福岡教育大学研究活動不正調査委員会の設置について（通知）」に係る異議申し立て」を提出し、委員の交代を要求する。

■ 2016年5月16日 研究不正の告発。新たな研究不正の告発を行った。被害者の元院生は1名（論文1本）。また、23日にも、新たな研究不正の告発を行った。これは、先に告発を行った元院生（元福岡県教員研修生）2名が、福岡県に提出した研修報告書（2本）の内容が、『福岡教育大学体育研究センター紀要』と同じであるため、被告発人らは修士論文のみではなく、研修報告書をも自己の業績としたこととなる事実を告発したものの。

■ 2016年5月25日 研究不正の告発に対する不誠実な予備調査結果の通知。「福岡教育大学研究活動不正調査委員会による予備調査結果について（通知）」が届く。また、26日付で、その内容が「公式ホームページ」に掲載された。予備調査結果の内容は実に驚くべきもので、

「研究不正の事実は全く認められない」という結論であった。また、櫻井学長名で出されたこの文章には、本学の修士論文については、指導教員も執筆者としての権利を有すると取れる文言があり、関係者一同驚嘆した。

■ 2016年6月3日 不適切な委員構成の予備調査委員会設置に対する異議申し立てを行う。5月16日付、23日付で行った研究不正の告発に対し、5月27日に「福岡教育大学研究活動不正調査委員会の設置について（通知）」が届く。しかし、前回異議申し立てを行ったのと全く同じ委員構成であったことから、6月3日付で、改めて異議申し立てを行った。

■ 2016年6月20日 研究不正の告発に対する不誠実な予備調査結果の通知。「福岡教育大学研究活動不正調査委員会による予備調査結果について（通知）」が届く。また、21日付で、その内容が「公式ホームページ」に掲載された。調査結果の結論は、前回のものとほぼ同じで、調査委員会が真摯に調査を行ったとは到底考えられないような内容であった。

■ 2016年7月1日 中央労働委員会が結審。中労委による調査が実施され、7月1日に結審となった。命令書の交付は2017年3月頃の予定。なお、現在、法人にとっては中労委に申立て中という状況であるが、地労委による「救済命令」は依然として効力を有している。

■ 2016年7月27日 研究不正の告発に対して不可解な調査結果を発表したことに抗議。5月25日付と6月20日付で組合に届いた、「福岡教育大学研究活動不正調査委員会による予備調査結果について（通知）」の内容はあまりに問題が多く、高等教育機関としての見識が問われると判断し、学長宛に抗議書を提出した。

■ 2016年9月1日 研究不正の告発。新たな研究不正の告発を行った。被害者の元院生は2名（論文2本）。

■ 2016年9月21日 不適切な委員構成の予備調査委員会設置に対する異議申し立てを行う。9月1日付で行った研究不正の告発に対し、

9月21日付で、「福岡教育大学研究活動不正調査委員会の設置について(通知)」が届く。しかし、前回異議申し立てを行ったのと全く同じ委員構成であったことから、9月21日付で、今度は4名の委員全員の交代を要求した。

■ 2016年11月 研究不正の予備調査への抗議。10月11日付で出された「国立大学法人福岡教育大学研究活動不正調査委員会による予備調査結果について(通知)」について、改めて調査の問題点を指摘した上で櫻井学長に厳重に抗議するとともに、本学における教育研究活動の健全化のために、早急に本調査を行うことを要求した。組合は、役職者が行った「研究不正」事案について、計4度にわたって告発を行った。ところが、それに対する調査は、極めて杜撰なものであり、結局、法人側は、正式な調査も行わずに、予備調査のみで「不正無し」という結論を草卒に出した。そもそも、その予備調査を行った委員の構成からしても、調査の公正さに重大な疑念を抱かせるものであった。

8. 学生の信頼を裏切る対応

学生が大学の「主役」であるという常識が通用しない大学運営。学生を「従業員」呼ばわりする態度には、胸襟を開いて学生と対話するという常識的な「学長像」など微塵も感じられない。

■ 2014年8月 改組についての学生の嘆願にも威圧的対応。まだ改組もきまっていない春の段階で副学長(教職大学院改革・現職研修担当)から、いくつかの学科を名指しして「廃止することになっている」という発言が学外の会合であった。危惧した共生社会教育課程の学生が約250名もの嘆願署名を携え学長に学科廃止反対の直訴を行った。しかし直訴を受けた学長の対応は不誠実そのものであった。「なんとも言えない」とぼかしておきながら「勝手な解釈をしないように」と釘を刺したり、「学部長や講座の先生に聞くように」と責任転嫁しつつ

「学長が言ったとか、そういうことがまた二次波及するからしゃべらないように」と口止めまでしたりする始末。最後には「みなさんが就職した会社で何かあったら、社長や管理職に直訴などするのか?経営判断が示されたら、それを受け入れるべき。あなたは学生で、私は、大学を運営している」といった威圧的発言までなされる。発言の中に「外部の雑音」ということがあったのを聞いて、該当課程の卒業生でやはり廃止を危惧して署名を集めた代表者が学長への面談を求めた際も、たらいまわしにして何日も放置したあげく、事務局次長にまる投げし、学長本人は会おうともしなかった。

■ 2014年8月 長期にわたる図書館のサービス低減と時期を失する閉館。2013年夏からの図書館の改修工事のため、長期にわたる臨時図書館での限定サービスが続いた上に、改修が2014年4月には終わっているにもかかわらず、教員採用試験等で需要の大きい8月~9月を完全閉館に。学生への教育サービスの要となる大学図書館の役割を完全無視。

■ 2015年6月29日 学生の希望よりも大学全体の教員就職率を高めることを優先。教育研究評議会で、教員採用試験の出願をめぐって、寺尾氏が、「……中等教育教員養成課程の学生には、中学校ではなく高校に出願する者が多い。高校は採用が難しく、中学校の方が易しいのだから中学校に出願するよう指導すべき。学生が高校を受けたいと言ったら、はいそうですかと言って、学生の希望の通りに高校を受験させるような教員は、福岡教育大学の教員の資格はない。……」といった趣旨の発言をする。

■ 2015年12月6日 毎日新聞に非常識な大学運営を報道される。12月6日(日)の毎日新聞(朝刊)に、芸術課程美術コースの授業科目「人体習作」が未開講となった事件が運営費交付金削減の影響として報じられる。文科省に指導されたのか、翌日すぐに「毎日新聞掲載記事に関する本学の見解について」という見苦しい言い訳の文章をホームページに公開して、恥の上塗りをする。

■ 2015年12月7日 「少数の学生のために無駄なお金は使わない」という方針を表明。11月に行われた編入学試験の選考準備会議で、学部長が、「入学後に非常勤措置等で余計なお金がかかりそうな受験生は、成績がよくても落とせ」といった趣旨の暴言を吐いて、選考会議が大混乱。第2回目の会議が無効になり、異例の第3回目の会議が開かれた。

■ 2014年10月 学生、市民による署名問題。上記の署名に引き続き、学生有志および卒業生や地元市民による共生社会教育課程の存続を求める署名が行われた。しかし、この署名に対し細かい不備をあげつらったあげくに、教授会構成員が情報を漏らしたかのような疑義を示し、学長が教授会に対し注意喚起をしたことが、教授会において学部長より報告された。

■ 2015年11月1日 組合主催のシンポを開催。組合主催のシンポに多くの市民の方が参加。市民の皆さんは、福岡教育大学の現状のひどさに驚愕し唾然・呆然。ぜひもっと真実を知りたいという声が殺到した。

おわりに

2004年4月1日に国立大学が国立大学法人に移行してからもうすぐ13年になる。この間、国立大学法人の教育・研究の現場にいた者としては、国立大学の法人化とは一体何だったのか、法人化することで何か良いことがあったであろうかという疑問を改めて抱いている。教育研究に使用する恒常的な予算は減り続ける一方で、アンケート調査や目的不明の書類書きに浪費される時間だけが増えた。運営費交付金は減り続け、退職・転出教員の後任補充は凍結ばかりである。国立大学法人に移行して以降、教育研究環境が改善されたという実感は全くない。

寺尾慎一前学長、櫻井孝俊現学長の大学運営の実態について、福岡教育大

学教職員組合の歴代執行部が残してきた記録を編集し直す過程で改めて痛感したのは、国立大学の法人化によって学長に権力が集中することがなければ、これほどの独裁的な大学運営は不可能であったということである。また、2014年6月に行われた学校教育法及び国立大学法人法の改悪により、学長の暴走を止める抑止力の機能を辛うじて保っていた教授会が、その役割を完全に喪失させられてしまったことも非常に大きい。

折しも、この教授会の権限を弱めて学長に権力を集中させる学校教育法及び国立大学法人法の改悪を行った責任者の一人である元高等教育局長の吉田大輔氏が、国家公務員法違反で摘発されたことをきっかけに、文部科学省の官僚の天下り不正や現役出向者の問題がメディアを賑わすこととなった。新聞、週刊誌、テレビ、インターネット等々で連日のように報道される事実を眺めながら、福岡教育大学の独裁的な大学運営が可能となったのも、文科省からの天下り・現役出向者を介して、文科省の支持（黙認？）があったからであることが今更ながらよくわかった。

文科省からの「声援」に気をよくした寺尾氏は、「学校教育法及び国立大学法人法の改正の趣旨」（勿論、そもそもこれ自体が極めて問題であることは言うまでもない）を大きく逸脱し、あらゆる権力を学長に集中させることだけが目的の不適切な改正を多数強行してきた。そして、学長の命令に忠実に従う役職者に権限を集中させた結果、教育研究の現場で対処しきれない案件が続出し、学内の至るところで業務破綻が生じている。

現在の情勢では、福岡教育大学は、今後も寺尾氏の流れを汲む執行部が半永久的に続いていくに違いない。その時、寺尾氏と櫻井氏の独裁的な大学運営も、福岡教育大学の「正史」の中では輝かしい業績として喧伝されることであろう。しかし、そのような「正史」に惑わされることなく、福岡教育大学の真の歴史を検証し、真実を知ろうとする人達もきっといるはずである。そのような人達のために、この福岡教育大学「外史」を作成した。（複数人の記した文章を編集したため、文体や表記に若干の不統一が見られる点は諒とせられたい。）